

令和7年4月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年4月25日（金） 13:30～14:40

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（16名）

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光（欠席）
4 番 横森 昌広
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行（欠席）
11 番 深澤 博文
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章（欠席）
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志（欠席）
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸報告

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について
議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認について
議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による
農用地利用集積等促進計画案の承認について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：早川 洋

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和7年4月農業委員会定例会を開会いたします。次第に沿って進めさせていただきます。「2：会長挨拶」 柳本会長、お願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

ありがとうございました。続きまして、「3：議事」に移ります。

韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中16名で、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。

「日程第1 議事録署名委員の指名について」ですが、会議規則第16条第3項の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、13番 駒井 恵二 委員、14番 山本 昌巳 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

続きまして、「日程第2 諸報告」事務局より報告をお願いいたします。

<事務局>

それでは会務について報告をさせていただきます。

4月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で日程第2を終わります。

続きまして、「日程第3」議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転

に関するものが7件6,448㎡であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）購入予定家屋隣接地のための所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 事務局（伊藤委員欠席のため）

申請番号2番 : 猪股（和）委員

申請番号3番・4番 : 志村（保）委員

申請番号5番 : 鶴田委員

申請番号6番 : 功刀委員

申請番号7番 : 志村（圭）委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認といたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件 117 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は龍岡町下條東割長塚道上、農家住宅敷地拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：志村（圭）委員

（委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、所有権の移転に関するものが4件 1,326.52 m²、賃貸借権の設定に関するものが2件 722 m²となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は岩下前田、市道改良工事における現場事務所・駐車場建設のための一時転用の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、貸駐車場建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保夏狩、個人住宅建築のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人

住宅建築のための申請であります。

申請番号 5 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町樋口御崎原、資材置場・駐車場貸建設のための申請であります。

申請番号 6 番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割金山、個人住宅建築のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号 1 番 : 柳本会長
申請番号 2 番・3 番 : 猪股（和）委員
申請番号 4 番 : 伴野委員
申請番号 5 番 : 小澤委員
申請番号 6 番 : 中込委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問・意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 3 号、申請番号 1 番から 6 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第 3 号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の承認について」を議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第 31 条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。

申請番号 4 番について 内藤 幹雄 副委員長に関する案件がありますので、議案第 4 号が終了するまで、退席をお願いいたします。

（内藤副委員長 退席）

<事務局>

議案集の 6 ページをご覧ください。今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案

の承認については9件 19,797.82㎡となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稲、期間：3年7ヶ月、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲・野菜、期間：5年7ヶ月、再設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：5年7ヶ月、再設定です。

申請番号5番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

申請番号6番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

申請番号7番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

申請番号8番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

申請番号9番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稲、期間：10年7ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員A>

申請番号1番、2番、5番から7番の借受人は、資料では所有や借受をしている農地がありませんが、耕作が問題なくできるのでしょうか。

<事務局>

申請番号1番2番につきましては、市外にて耕作をされておりますが、資料は市内の経営面積しか反映されておられません。市内での耕作は初めてとなりますが、どちらも農業経験のある方々です。

申請番号5番から7番の方につきましては、市内に農地を所有して耕作をされている方ですが、婚姻により苗字が変わられたことでシステムの切替がスムーズにいかず、別の方という処理となつてしまい経営面積が反映されておられません。現在修正作業中ですので、ご了承ください。

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、申請番号1番から9番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

(内藤副委員長 着席)

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が3件23,756.93㎡、合意解約による通知が1件3,081㎡です。議案集の11ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵牛ケ馬場他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は円野町上円井大日向他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・所有者・届出人についての説明）申請地は龍岡町下條東割力石、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は穴山町下本田、合意解約の通知であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（「4 その他」について、事務局より説明）

<事務局長>

浅川職務代理より閉会のあいさつをお願いいたします。

<職務代理>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和7年4月農業委員会定例会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美